

いざ鎌倉!

比企の歴史まるわかり! 9市町村広報リレー

鳩山町版



大河ドラマ×比企

大河ドラマ「鎌倉殿の13人」比企市町村推進協議会広報リレー企画、3月は鳩山町です。鳩山町のゆかりの史跡等をご紹介します。 ■問合せ 役場政策財政課 ☎ 296-1212

◆大河ドラマ「鎌倉殿の13人」比企市町村推進協議会と広報リレー企画

大河ドラマをきっかけとして、比企地域の魅力を発信し、地域の活性化につなげていくため、9市町村(東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村)を中心に推進協議会を設立しました。

広報リレー企画は、構成市町村が順番に、おらがまちの史跡を特集する9か月連続企画です。(これまでの広報記事は右記の二次元コードなどから、町ホームページ内「比企市町村推進協議会」ページでご覧いただけます。)



◆大河ドラマ「鎌倉殿の13人」と比企

現在放送中の大河ドラマ「鎌倉殿の13人」は、新都鎌倉を舞台に繰り広げられる、鎌倉幕府二代執権・北条義時を中心とした物語です。

1月からの放送で、北条氏と縁が深く、かつ最大のライバルとなる、比企能員、比企尼らが登場しました。源頼朝の乳母であった比企尼や、後に源頼朝の腹心となる比企能員などからなる比企一族は、鎌倉幕府誕生に貢献した一族ですが、北条氏の策略により滅ぼされてしまいます。

鳩山町を含む「比企郡」は、この比企一族からその名がついています。その歴史を知ることで、鳩山町や比企にもっと愛着がわくはずですよ。

鳩山町でのゆかりの地

「笛吹峠」と「鎌倉街道」



◆笛吹峠(鎌倉街道上道)

鳩山町須江と嵐山町將軍澤との間にある峠で、鎌倉街道上道の難所の1つです。鎌倉から上野(群馬県)に通じる鎌倉街道の要衝にあたり、多くの武士団が行き来しました。武蔵武士にとってこの道はまさに「いざ鎌倉」の道だったようです。「史跡笛吹峠」の碑に面した、鎌倉街道と推定される道の東にある山道は、直線的で掘割状の形状であることから、この道が上道であるとの説もあります。嵐山町との境にある道沿いに、笛吹峠について説明している掲示板が設置されています。



現在の鳩山中学校グラウンド隣に、鎌倉街道について説明している掲示板が設置されています。

◆鳩山町内に残る鎌倉街道の名残り

町内には、かつて「鎌倉街道」と呼ばれ、鎌倉(神奈川県)に通ずる一筋の道が走っていました。今も道筋に残る海道端・海道端沼・大道など、街道にまつわる地名がその名残りをとどめています。

この街道は、古代から交通路として利用されていたとの説もあり、鎌倉時代になると、幕府の所在地である鎌倉と、関東各地をはじめ、信濃・越後・奥州の国々を結ぶ重要な交通路となりました。普段は静かなこの街道も、ひとたび戦いが起こると、甲冑に身を固めた武蔵武士の団が鎌倉を目指し、あわただしく馬を走らせたことでしょう。

その後、この街道は、戦国時代の終わりごろまで利用されましたが、江戸時代になり、五街道が整備されると、しだいに利用されなくなり、やがて廃道となってしまいました。

鳩山町新型コロナワクチン追加接種(3回目)の更なる接種時期前倒し 18歳以上の方は2回目接種から【6か月後】に接種可能に

鳩山町では新型コロナワクチンの追加接種のご案内を、対象者の皆さんへ、令和3年12月22日に発送しました。

ご案内には、追加接種の時期は2回目接種から一律8か月後と記載していますが、国からの方針に基づき、鳩山町では18歳以上の全ての方が、2回目接種から6か月後に接種可能となりました。

なお、ご予約は接種可能日前から行うことができます。接種をご希望の方は、お早めにご予約ください。

■問合せ 町コールセンター ☎ 0570-019-006

インターネットでの予約方法

URL <https://bit.ly/3uWDATA>

鳩山町新型コロナワクチン接種 検索

二次元コード



※土日祝日を含む24時間受付可能ですが、動作環境により利用できないことがあります。

電話での予約方法

鳩山町新型コロナワクチン接種コールセンター

TEL 0570-019-006

※受付時間は平日の午前9時～午後5時。おかけ間違いにご注意ください。通話料(携帯の場合、約33円/分)が生じます。

会場・日時

※接種開始日の前倒しにより、当初の実施日時等から変更になっています。

会場	地域包括ケアセンター	麻見江ホスピタル	鳩山第一クリニック
所在	松ヶ丘 4-1-4 (旧松栄小学校跡地)	大橋 1066	松ヶ丘 3-7-2
実施日時	いずれも午前9時～正午 午後1時30分～4時30分 3月 12日(土) 13日(日) 16日(水) 17日(木) 19日(土) 20日(日)	毎週月・火・水曜日 午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時30分 ※火曜日は午前のみ ※祝日除く ※接種状況に応じて、実施日時を縮小予定	毎週月・火・水・金曜日 午後3時～4時30分 ※祝日除く ※接種状況に応じて、実施日時を縮小予定 ※武田/モデルナ社製ワクチンを使用

※車いすの利用などにより、ワクチン接種会場への移動手段等でお困りの方は、役場長寿福祉課(☎ 296-1241)へご相談ください。

※デマンドタクシーの予約開始は、乗車日の2週間前からとなります。



2月12日(土)より地域包括ケアセンターで 新型コロナワクチン追加接種(3回目) の集団接種を開始しました

鳩山町では国の方針に基づき、新型コロナワクチン追加接種(3回目)を行っていましたが、2月12日(土)より、地域包括ケアセンターで集団接種(武田/モデルナ社製)を開始し、2月は全7回実施しました。3月も集団接種を実施していますので、接種を希望される方はお早めに上記の方法でご予約ください。

国のワクチン接種記録システム(VRS)による3回目(追加接種)接種状況 (令和4年2月17日(木)午後5時現在)

対象者	対象人数	3回目接種終了者	※このデータは、町の集団接種のほか、医療従事者や入院患者、施設等入所者、町外で接種した方を含む鳩山町民全体の接種者数です。
65歳以上の方	6,046人	2,042人(接種率33.8%)	
18歳から64歳までの方	6,016人	455人(接種率7.6%)	
合計	12,062人	2,497人(接種率20.7%)	

参考 国の接種率(3回目)11.9%(全体) 埼玉県の接種率(3回目)11.2%(全体) (令和4年2月17日(木)公表分)

届け出忘れにより
保険料が納付できず
「年金が受け取れない」
とならないために！

結婚などにより加入の種別が変わったら 国民年金の届け出をお忘れなく

20歳から60歳になるまでの40年間は、すべての人が国民年金に加入します。職業などにより加入種別は、【第1号被保険者(自営業者など)・第2号被保険者(会社員・公務員)・第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養配偶者)】の3つに分かれます。

就職や結婚などにより加入の種別が変わるときは、届出が必要です。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891
または川越年金事務所 ☎ 242-2657

○国民年金へ加入・変更するとき

こんなとき	どうする	届出先
20歳になったとき	国民年金に加入の手続きをする	第1号被保険者→市町村(役場1階町民健康課) 第3号被保険者→配偶者の勤務先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする (被扶養配偶者であった方も同様)	市町村(役場1階町民健康課)
結婚や退職等で配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者への種別変更の届出をする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養から外れたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市町村(役場1階町民健康課)
配偶者が会社を変えたとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先

※届出の内容により、届出先が異なります。また、届出の際には国民年金手帳や添付書類が必要になりますので、事前に確認ください。

届出は、異動が
あってから14日以内
をお願いします

就職などで健康保険が変わったら 国民健康保険の届け出をお忘れなく

「就職で国民健康保険から職場の健康保険に加入した」、「退職で職場の健康保険をやめた」など、国民健康保険の内容に変更等が生じたときは、町役場へ届出

が必要です。加入・喪失の届け出忘れがないか、今一度ご確認ください。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

○届出が必要になる場合

こんなとき	手続きに必要なもの	※住所・世帯主・氏名などの保険証に記載する内容が変わったとき、保険証をなくしたとき・破損したとき、修学のために他の市区町村に転出したとき、施設入所のために他の市区町村に転出したときも届出が必要です。必要書類など詳細は、役場町民健康課までお問い合わせください。
国保に加入するとき	職場の健康保険をやめたとき 扶養家族でなくなったとき	健康保険の資格喪失証明書・退職証明書・離職票など喪失日が記載された書類
	他の市区町村から転入したとき	特になし
	国保加入者に子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定(変更)通知書
国保をやめるとき	職場の健康保険に加入したとき 扶養家族になったとき	保険証、加入した職場の健康保険証
	他の市区町村に転出するとき	保険証
	死亡したとき	保険証
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定(変更)通知書

※保険証の窓口での交付については、運転免許証・パスポートなどの本人確認書類が必要になる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の受付を開始しました

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、様々な困難に直面している住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり10万円の現金を支給します。

■問合せ
▶役場長寿福祉課(給付金専用電話) ☎ 298-8115

(平日午前8時30分～午後5時15分)
▶内閣府コールセンター(制度についての問合せ)
☎ 0120-526-145(土、日曜、祝日を含む午前9時～午後8時)

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金確認書を発送しました



基準日(令和3年12月10日)に鳩山町に住所があり、令和3年度の課税状況が確認できた方に対して、2月1日(火)に確認書を発送しました。

確認書の内容を確認の上、5月2日(月)までに役場長寿福祉課へご返送ください。(下記フローチャートの条件にあてはまる方で、確認書が届いていない方は上記までご連絡ください。)

なお、現在令和3年度の課税状況が確認できない方は、課税状況確認後の3月上旬に申請書をお送りします。

■返送期限 令和4年5月2日(月)まで



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 家計急変世帯について

左記「住民税非課税世帯」以外のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月から令和4年9月までの間で家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入の見込み額が、住民税非課税世帯に相当する世帯(詳細は、広報2月号3ページをご覧ください。)の方が対象となります。

申請時点で住民登録がある市町村への申請が必要となります。鳩山町に住民登録のある方は、役場長寿福祉課へご申請ください。申請時には、該当する月の給与明細書等が必要です。なお、新型コロナウイルス感染症の影響によらない減収は対象外です。

■申請期限 令和4年9月30日(金)まで

※申請書は役場長寿福祉課窓口にご用意しています。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(確認書) 簡易判定チャート

